事業をはじめる第一歩・用地取得(1)

とぼくじむしょ おこな しょうかい ここでは土木事務所が行う用地取得について紹介します。

◇用地取得ってなに?

用地とは、道路や河川を整備するために必要な土地のことです。その用地を土地の持ち主に協力をお願いし、 譲っていただくことを用地取得といいます。

せつめいかい **1 説明会**

どこのあたりを、どのように工事をするか。 これからのスケジュールなど、必要なこと を地元の方々に説明します。



2 現地立会、測量

はんい かくにん 持ち主に工事に必要な土地の範囲を確認して もらい、取得する土地の面積をきめるために 測量します。



たてもの ちょうさ と ち ひょうか 3 建物などの調査と土地の評価

工事するにはその土地にある建物や道具などを 移転させる必要があります。そのため建物について、数や大きさ等を調べます。さらに土地の 価値を調べて、土地の取得・建物の移転などに でいます。 世間である。 はでもの。 は





事業をはじめる第一歩・角地取得(2)

ないよう せつめい そうだん はな あ **4 内容の説明、相談(話し合い)**

さきほど計算した土地や建物などの費用について、持ち主に説明し、話し合います。



けいやく

5 契約

はなあ

話し合いがまとまれば、土地の持ち主と土地の りたり 引き渡しや建物などの移転について、京都府と 書面で約束します。これを契約といいます。



3 登記

契約がおわったあと、京都府は所有権移転登記などをします。これは、土地の持ち主が京都府になった ほうむきょく てつづきろく ことを法務局で手続きし、記録することをいいます。



7 土地の引き渡しと工事の実施

契約にしたがって、持ち主は建物などを移転し、土地を京都府に引き渡すことになります。京都府はその費用を支払うことで、初めてその土地を工事することができます。



りかい きょうりょく

このようにみなさんのご理解とご協力により、道路や河川を整備する工事がはじめられるのです。